

令和3年第6回臨時会

鬼北町議会会議録

開会 令和3年11月30日

閉会 令和3年11月30日

鬼北町議会

令和3年第6回鬼北町議会臨時会

令和3年11月30日（火曜日）

○議事日程

令和3年11月30日午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第87号 鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第88号 鬼北町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第89号 鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第90号 鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第91号 工事請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（建築工事））の締結について

日程第9 議案第92号 工事請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（電気設備工事））の締結について

日程第10 議案第93号 工事請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事））の締結について

日程第11 議案第94号 令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第7号）について

○本日の会議に付した事件

議事に同じ

○出席議員（11名）

1番	坂本一仁	2番	兵頭稔
3番	高橋聖子	4番	中山定則
5番	末廣啓	6番	山本博士
7番	松下純次	9番	程内覺
10番	松浦司	11番	赤松俊二
12番	芝照雄		

○欠席議員（1名）

8番 福原良夫

○議会事務局

議会事務局長 都 浩 明 書 記 鶴 井 留 美

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀 副 町 長 井 上 建 司
町民生活課長 那 須 周 造 総務財政課長 奥 藤 幸 利
補佐
教 育 長 松 浦 秀 樹 教 育 課 長 谷 口 浩 司

○副議長（赤松俊二君）

起立。

礼。

○議長（芝 照雄君）

おはようございます。

ただいまから、令和3年第6回鬼北町議会臨時会を開会します。

福原議員から欠席の旨、届け出を受けております。

（午前9時00分 開議）

○議長（芝 照雄君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めまして、おはようございます。

令和3年第6回鬼北町議会臨時会を招集いたしましたところ、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

鬼北町では、数日前から早朝大霜となり、日中との寒暖差が大きくなっております。町民の皆様には、さらにご自愛くださいますようお願い申し上げる次第でございます。

さて、ご案内のとおり、今月第二次岸田内閣が発足し、直ちに取り組む政策として、新型コロナウイルスへの対応や、経済対策、新しい資本主義の実現を掲げ、今後の補正予算で、自治体向け地方創生臨時交付金6兆円程度の増額が決定されております。

政府には、当面は最優先課題である新型コロナウイルス感染症への対応と、原油等、資源価格高騰の影響を受けている地域経済への効果的な支援に期待するものであります。

町といたしましては、本日提案いたしております補正予算に、国の施策の実行に向けかかる経費の一部を計上いたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

さて、本日の臨時会には、議案8件を提案いたしております。以上よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、令和3年第6回鬼北町議会臨時会の招集挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位のご協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、11番、赤松俊二議員、1番、坂本一仁議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長。

町長、教育委員会教育長を通じ、副町長、町民生活課長、教育課長、総務財政課課長補佐の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第87号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第4、議案第87号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

令和3年人事院勧告に基づく給与改定に準じて、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課課長補佐が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○総務財政課長補佐(奥藤幸利君)

議案書2ページをお開きください。

今回の改正は、令和3年人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告を準じて、鬼北町議会議員について、期末手当を100分の15引き下げるものです。

別紙資料の新旧対照表で説明いたします。1ページをご覧ください。

第1条の改正は、第6条の期末手当について、第2項中、傍線で示す現行100分の167.5を100分の15引き下げ、100分の152.5とするものです。

2ページにまいりまして、第2条の改正は、今回の引き下げ率を適用し、令和4年から6月と12月の支給月数を同率に改定するもので、第6条第2項中、傍線の現行100分の152.5を100分の160とするものです。

議案書2ページにお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願申し上げます。

○議長(芝 照雄君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第87号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第88号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第5、議案第88号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

令和3年人事院勧告に基づく給与改定に準じて、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課課長補佐が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課課長補佐(奥藤幸利君)

議案書4ページをお開きください。

今回の改正は、令和3年人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に準じて、鬼北町特別職、町長、副町長、教育長について期末手当を100分の15引き下げるものです。

別紙資料の新旧対照表で説明いたします。1ページをご覧ください。

第1条の改正は、第4条の期末手当について、第2項中、傍線で示す現行100分の167.5を100分の15引き下げ、100分の152.5とするものです。

2ページにまいりまして、第2条の改正は、今回の引き下げ率を適用し、令和4年から6月と12月の支給月数を同率に改定するもので、第4条第2項中、傍線の現行100分の152.5を100分の160とするものです。

議案書4ページにお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第88号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第89号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第89号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

令和3年人事院勧告に基づく給与改定に準じて、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課課長補佐が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長補佐（奥藤幸利君）

議案書6ページをお開きください。

今回の改正は、令和3年人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に準じて、一般職について期末手当を引き下げるものです。

別紙資料新旧対照表で説明いたします。1ページをご覧ください。

第1条の改正は、第19条の期末手当について、第2項再任用職員以外の職員について、傍線で示す現行100分の127.5を100分の15引き下げ、100分の112.5とし、第3項再任用職員については、傍線で示す現行100分の72.5を100分の10引き下げ、100分の62.5とするものです。

次に2ページにまいりまして、第2条の改正は、今回の引き下げ率を適用し、令和4年か

ら6月と12月の支給月数を同率に改定するもので、第19条第2項、再任用職員以外の職員について、俸線の現行100分の112.5を100分の120とし、第3項再任用職員についても、現行の100分の62.5を100分の67.5とするものです。

議案書6ページにお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第89号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第90号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第90号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

令和3年人事院勧告に基づく給与改定に準じて、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課課長補佐が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○総務財政課課長補佐（奥藤幸利君）

議案書8ページをお開きください。

今回の改正は、令和3年人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に準じて、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正したため、当該条例を準用しております鬼北町会計年度任用職

員の給与及び費用弁償に関する条例について、所要の改正を行うものです。

別紙資料新旧対照表で説明いたします。1ページをご覧ください。

第1条の改正は、附則の経過措置について、第2項中、傍線で示す現行100分の127.5を100分の112.5とするものです。

2ページにまいりまして、第2条の改正も附則第2項中、傍線の現行100分の112.5を100分の120とするものです。

議案書8ページにお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第90号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第91号、工事請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（建築工事））の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第91号、工事請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（建築工事））の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した、鬼北町立広見中学校改築工事（建築工事）について、請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 鬼北町立広見中学校改築工事（建築工事）

2. 契約の方法 一般競争入札

3. 契約の金額 17億2,370万円

4. 契約の相手方 愛媛県大洲市白滝甲301番地。一宮工務店・愛媛建設特定建設工事共同企業体、代表者 株式会社一宮工務店 代表取締役 一宮 哲 であります。

詳細につきましては、総務財政課課長補佐が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長補佐（奥藤幸利君）

鬼北町立広見中学校改築工事について、老朽化した広見中学校を令和3年度から令和5年度までの3年間で施設整備するものです。

工事概要につきましては、お手元に配付しております資料をご覧ください。本契約に関する建築工事は、主に普通教室棟、特別教室棟、体育館の建築工事及び外構工事を行い、現在の管理棟、第一教棟、第二教棟、体育館の解体工事を行うものです。

今回の一般競争入札には、2企業体の参加がありました。入札参加資格要件には、2者による特定建設工事共同企業体とし、代表構成員は、県内に本店を有し、建設業法第3条に基づく建設工事のうち建築工事業の格付けA等級のもので、構成員は、建築工事業の許可を受け、鬼北町内に本店、支店又は営業所等を有し、建設業法に規定する経営事項審査を受けているものであることとしております。

入札の結果、予定価格以下、調査基準価格以上の価格で応札した当該業者を落札者に決定し、11月19日付けで同社と仮契約を締結したものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○11番（赤松俊二君）

今回、2業者の参加ということで、今回から予定価格を公表しての応札だろうと思いますが、落札率をお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

奥藤課長補佐から答弁させます。

○総務財政課長補佐（奥藤幸利君）

今回の落札率は、約99.96パーセントであります。

以上で説明を終わります。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、よろしいですか。

○11番（赤松俊二君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第91号、工事請負契約(鬼北町立広見中学校改築工事(建築工事))の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第92号、工事請負契約(鬼北町立広見中学校改築工事(電気設備工事))の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第9、議案第92号、工事請負契約(鬼北町立広見中学校改築工事(電気設備工事))の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した、鬼北町立広見中学校改築工事(電気設備工事)について、請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 鬼北町立広見中学校改築工事(電気設備工事)

2. 契約の方法 一般競争入札

3. 契約の金額 3億1,020万円

4. 契約の相手方 愛媛県宇和島市坂下津甲407番地83。四電工・高田電工特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社四電工 宇和島営業所 所長 佐々木保昌 であります。

詳細につきましては、総務財政課課長補佐が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課課長補佐(奥藤幸利君)

工事概要につきましては、お手元に配付しております資料をご覧ください。本契約に関する電気設備工事は、主に電気の幹線、電灯、受変電、発電設備、校内情報通信網整備を行うものです。

今回の一般競争入札には、1企業体の参加がありました。入札参加資格要件は、2者による特定建設工事共同企業体とし、代表構成員は、県内に本店、支店又は営業所等を有し、建設業法第3条に基づく建設工事のうち電気工事業の格付けA等級のもので、構成員は、電気工事業の許可を受け、鬼北町内に本店、支店又は営業所等を有し、建設業法に規定する経営事項審査を受けているものであることとしております。

入札の結果、予定価格以下、調査基準価格以上の価格で応札した当該業者を落札者に決定し、11月22日付けで同社と仮契約を締結したものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（程内 覺君）

先ほどの赤松議員と同じように、事前公表になって、賛否が分かれるところだと思いますが、同じく落札率についてお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

奥藤総務財政課課長補佐から答弁させます。

○総務財政課長補佐（奥藤幸利君）

落札率は、約92パーセントであります。

以上で説明を終わります。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第92号、工事請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（電気設備工事））の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第93号、工事請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事））の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第93号、工事請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事））の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した、鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事）について、請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事）

2. 契約の方法 一般競争入札

3. 契約の金額 2億4,970万円

4. 契約の相手方 愛媛県松山市古三津2-16-3。フジケンエンジニアリング・三和設備特定建設工事共同企業体、代表者 フジケンエンジニアリング株式会社 代表取締役 松本陵志 であります。

詳細につきましては、総務財政課課長補佐が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長補佐（奥藤幸利君）

工事概要につきましては、お手元に配付しております資料をご覧ください。本契約に関する空調衛生設備工事は、主に合併浄化槽、エアコン等の空調機器、トイレ整備及び給排水管整備等を行うものです。

今回の一般競争入札には、1企業体の参加がありました。入札参加資格要件は、2者による特定建設工事共同企業体とし、代表構成員は、県内に本店、支店又は営業所等を有し、建設業法第3条に基づく建設工事のうち管工事業の格付けA等級のもので、構成員は、管工事業の許可を受け、鬼北町内に本店、支店又は営業所等を有し、建設業法に規定する経営事項審査を受けているものであることとしております。

入札の結果、予定価格以下、調査基準価格以上の価格で応札した当該業者を落札者に決定し、11月22日付けで同社と仮契約を締結したものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○11番（赤松俊二君）

この件についても、落札率をお伺ひいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

奥藤総務財政課課長補佐が答弁いたします。

○総務財政課長補佐（奥藤幸利君）

落札率は、約97パーセントであります。

以上で説明を終わります。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、よろしいですか。

○11番（赤松俊二君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第93号、工事請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事））の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第94号、令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、議案第94号、令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出といたしましては、令和3年11月19日に閣議決定されました、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金に係る事業費を計上するものであります。また、歳入につきましては、事業実施に伴う国庫補助金を計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ5,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億6,530万円とするものであります。

詳細につきましては、総務財政課課長補佐が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課課長補佐（奥藤幸利君）

第1条歳入歳出予算の補正について、初めに歳出予算から説明いたしますので、予算書の6ページをお開きください。

3款2項1目、児童福祉総務費を5,300万円増額するもので、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業実施に係る事業費です。

この内、12節委託料66万円は、給付金の給付に係る電算システム改修委託料を計上するものです。

18節負担金補助及び交付金5,200万円は、18歳以下の子ども一人当たり5万円を給

付する子育て世帯への臨時特別給付金として5,200万円を計上するものです。その他の経費については、事業実施に係る事務経費等を計上しております。

次に、歳入について説明いたしますので5ページをご覧ください。

14款2項2目、民生費国庫補助金5節の児童福祉総務費国庫補助金5,300万円は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る国庫補助金です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（山本博士君）

師走も近づいてまいりましたが、いつ頃までに支給されるのかお聞かせいただければと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

那須町民生活課長から答弁をいたします。

○町民生活課長（那須周造君）

ただ今のご質問でございますが、令和3年9月分の児童手当の支給対象者となる児童につきましては、プッシュ型ということで、こちらからお知らせ等を事前に送付いたしまして、国のほうは年度内に支給しなさい、努力しなさいと言われておりますが、鬼北町といたしましては、12月28日が今年の最終の振り込み日となっておりますので、遅くとも12月28日には給付を完了したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、その他の高校生等につきましては、早い方は12月28日に給付可能だと思いますが、申請等が遅れた場合には、1月にずれ込む可能性もありますので、なるべく早いうちにスピード感をもって給付を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、よろしいですか。

○6番（山本博士君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

そのほかありませんか。

○11番（赤松俊二君）

給付の対象者は何人なのかお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

那須町民生活課長が答弁いたします。

○町民生活課長（那須周造君）

今回対象となるのが、令和3年の9月分の児童手当の支給の対象となる児童、二つ目が、平成15年4月2日から平成18年4月1日に生まれた児童ということでこれは高校生ということで、3つ目が、令和3年の10月1日から来年の3月31日に生まれる新生児の児童が対象となります。

それで、現在9月分の児童手当の支給対象者が約700人でございます。そして、公務員は勤務先から児童手当を給付されておりますので、その対象者が約150人と見込んでおります。そして、今後來年の3月31日までに生まれる新生児を約20人と見込んでおり、合計870人を見込んでおります。

それと、高校生等につきましては、約170人程度を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、よろしいですか。

○11番（赤松俊二君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第94号、令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は、すべて議了しました。

ここで、町長から閉会の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

令和3年第6回鬼北町議会臨時会に提案いたしておりました議案8件につきまして、原案のとおり議決いただき誠にありがとうございました。

コロナウイルス感染者の急激な減少によって、第5波は収束した模様であります。町内の企業活動も平常に戻りつつあるところであります。

しかし、報道のとおり変異株オミクロンの世界的拡大の兆しが見え始め、本日の朝刊にもありましたように、全外国人の入国禁止措置が敷かれたところであります。この水際対策の一方で、各種原料など、輸入供給網の寸断で、経済活動の停滞の不安が危惧されており、その影響は、地方にも確実に広がっております。この状況をしっかり注視していかなければならない状況がまだまだ続くと考えております。様々な対応について、ご理解をお願いいたします。

今年も後1か月あまりとなりましたが、私といたしましても、より一層気持ちを引き締め、町政の発展に邁進いたしたいと考えているところであります。

議員各位におかれましても、12月定例会を含め今後とも引き続きご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げまして、令和3年第6回鬼北町議会臨時会の閉会挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（芝 照雄君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第6回鬼北町議会臨時会を閉会します。

○副議長（赤松俊二君）

起立。

礼。

閉会 午前9時46分

以上会議の経過は、書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（11番）

鬼北町議会議員（1番）